

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-97 警音器</b></p> <p><b>7-97-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)には、警音器を備えなければならない。(保安基準第43条第1項)</p> <p>(2) 自動車(緊急自動車を除く。)には、車外に音を発する装置であって警音器と紛らわしいものを備えてはならない。 ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザーその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザーその他の装置については、この限りでない。(保安基準第43条第4項)</p> <p><b>7-97-2 性能要件</b></p> <p><b>7-97-2-1 テスタ等による審査</b></p> <p>9-12の規定による。(保安基準第43条第3項、細目告示第141条第2項、第3項関係)</p> <p><b>7-97-2-2 視認等による審査</b></p> <p>(1) 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音が、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。 この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。(保安基準第43条第2項関係、細目告示第63条第1項関係、細目告示第141条第1項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 音が自動的に断続するもの</li> <li>② 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの</li> <li>③ 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの</li> </ul> <p>(2) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。(保安基準第43条第3項、細目告示第141条第2項関係)</p> <p><b>7-97-3 欠番</b></p> <p><b>7-97-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、7-97-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第49条第2項関係)</p> <p>(2) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、7-97-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第49条第1項関係)</p> <p><b>7-97-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第49条第2項関係)</p> <p><b>7-97-5-1 装備要件</b></p> <p>7-97-6-1に同じ。</p> <p><b>7-97-5-2 性能要件</b></p> <p>警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 警音器の音の大きさ(2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上(軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警音器にあつては、115dB以下の適当な大きさ)又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上(軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警音器にあつては、112dB以下83dB以上)であること。</p> <p>(2) 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。 この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 音が自動的に断続するもの</li> <li>② 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの</li> <li>③ 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの</li> </ul>	<p><b>8-97 警音器</b></p> <p><b>8-97-1 装備要件</b></p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)には、警音器を備えなければならない。(保安基準第43条第1項)</p> <p>(2) 自動車(緊急自動車を除く。)には、車外に音を発する装置であって警音器と紛らわしいものを備えてはならない。 ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザーその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザーその他の装置については、この限りでない。(保安基準第43条第4項)</p> <p><b>8-97-2 性能要件</b></p> <p><b>8-97-2-1 テスタ等による審査</b></p> <p>9-12の規定による。(保安基準第43条第3項、細目告示第219条第2項、第3項関係)</p> <p><b>8-97-2-2 視認等による審査</b></p> <p>警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。</p> <p><b>8-97-3 欠番</b></p> <p><b>8-97-4 適用関係の整理</b></p> <p>7-97-4の規定を適用する。</p>
<p>7-97, 8-97 警音器 (最終改正：第35次)</p> <p>1 / 2</p>	

## 第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査  
(改造等による変更のない使用過程車)

(3) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

(4) 音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて 9-12 の規定により計測するものとする。

**7-97-6 従前規定の適用②**

平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 49 条 第 1 項関係)

**7-97-6-1 装備要件**

(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)には、警音器を備えなければならない。

(2) 自動車(緊急自動車を除く。)には、車外に音を発する装置であって警音器と紛らわしいものを備えてはならない。

ただし、歩行者の通行その他の交通の危険を防止するため自動車が右左折、進路の変更若しくは後退するときその旨を歩行者等に警報するブザーその他の装置又は盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生した旨を通報するブザーその他の装置については、この限りでない。

**7-97-6-2 性能要件**

警音器は、次の基準に適合するものでなければならない。

(1) 警音器の音の大きさ(2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和)は、自動車の前方 2m の位置において 115dB 以下 90dB 以上(動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、115dB 以下の適当な大きさ)又は自動車の前方 7m の位置において 112dB 以下 93dB 以上(動力が 7kW 以下の二輪自動車に備える警音器にあつては、112dB 以下 83dB 以上)であること。

(2) 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものであること。

この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。

① 音が自動的に断続するもの

② 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの

③ 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの

(3) 警音器は、サイレン又は鐘でないこと。

(4) 音の大きさが (1) に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて 9-12 の規定により計測するものとする。